

○甲斐市水道給水条例施行規程

平成16年9月1日

水道事業管理規程第17号

改正 平成17年3月31日水道事業管理規程第1号

平成23年3月22日水道事業管理規程第1号

平成25年6月29日水道事業管理規程第1号

令和元年6月28日水道事業管理規程第1号

令和元年9月20日水道事業管理規程第6号

令和元年10月31日水道事業管理規程第14号

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第7条—第16条）

第3章 給水（第17条—第20条）

第4章 料金、加入金及び手数料（第21条—第26条）

第5章 管理（第27条—第30条）

第6章 貯水槽水道（第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、甲斐市水道給水条例（平成16年甲斐市条例第156号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（給水装置の構成）

第2条 条例第4条に規定する「給水装置」は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び水道メーター（以下「メーター」という。）等をもって構成する。

2 給水装置には、メーターボックスその他附属器具を備えなければならない。

（給水装置の設置原則）

第3条 条例第4条第1号に規定する専用給水装置及び同条第2号に規定する共用給水装置は、1栓以上を設置することを原則とする。

(代理人の選定届等)

第4条 条例第5条の規定による給水装置所有者の代理人の選定又は変更をするときは、給水装置代理人選定(変更)届(様式第1号)により、所有者が届け出なければならない。

(管理人の選定届等)

第5条 条例第6条の規定による管理人の選定又は変更をするときは、給水装置管理人選定(変更)届(様式第2号)により、所有者又は代理人が届け出なければならない。

(代理人及び管理人の条件)

第6条 当該各号に該当する者は、代理人及び管理人となることができない。

(1) 未成年者

(2) 前号に掲げる者のほか、水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が不適当と認める者

2 条例第6条第2項の規定により管理人の変更を命ずるときは、管理人変更指示書(様式第3号)による。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

第7条 条例第8条第1項の規定による給水装置工事の申込みは、給水装置工事申込書(様式第4号)による。

2 条例第8条第2項の規定により当該各号に該当する場合は、利害関係人の同意書(様式第5号)を添付するものとする。

(1) 他人の土地又は家屋に給水装置を設置しようとする場合

(2) 他人の給水装置から分岐しようとする場合

(3) その他管理者が必要と認めた場合

3 給水装置工事の申込みを取り消すときは、給水装置工事取消届(様式第6号)により届け出なければならない。

(公道内に縦断的に敷設する給水装置)

第8条 条例第8条第3項に規定する条件とは、当該路線に新たに配水管を敷設する場合に、縦断的に敷設された給水装置を新たに敷設される配水管へ統合することをいう。

2 給水装置の所有者又は使用者の善良な管理が困難な公道で、所有者から寄附の申請が

あった給水装置については、管理者が認めた場合、これに応ずる。この場合、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 給水装置権利委譲書（様式第7号）
- (2) 給水装置平面図
- (3) 案内図

（開発等の事前協議）

第9条 条例第9条の規定による開発行為等を行う者は、開発給水協議書（様式第8号）により届け出なければならない。

（管理者が施行する範囲）

第10条 条例第11条に規定する管理者が施行する範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公道に敷設される配水管及び給水管からの分岐工事に伴う路面の本復旧工事
- (2) 他団体との契約により施行する受託工事

（給水装置の構造及び材質）

第11条 給水装置の構造及び材質については、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）に規定する基準に適合させなければならない。

（設計審査）

第12条 条例第11条第2項の規定により、設計審査を受けようとする者は、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 給水装置工事（設計・完成）平面図及び立面図（様式第9号）
- (2) 給水装置工事（設計・完成）報告書（様式第10号）
- (3) 案内図
- (4) 道路占用（協議・許可）書
- (5) その他管理者が必要と認めたもの

2 管理者は、前項の書類を審査した結果、設計が不相当と認めるときは、その旨を付して給水装置工事事業者に再設計を命ずるものとする。

3 設計審査に合格したものについては、給水装置工事認可済証（様式第11号）を交付するものとする。

4 指定給水装置工事事業者は、前項の規定による給水装置工事認可済証を工事の期間中、

工事現場の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

(工事検査)

第13条 条例第11条第2項の規定により、工事に係る検査を受けようとする者は、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 給水装置工事完成・検査願届(様式第12号)
- (2) 給水装置工事(設計・完成)平面図及び立面図(様式第9号)
- (3) 案内図
- (4) 給水装置工事(設計・完成)報告書(様式第10号)
- (5) 工事写真

2 水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第25条の9の規定により、当該給水装置工事検査を受けるときは、担当した給水装置工事主任技術者の立会いの上、企業職員の検査を受けなければならない。

(給水装置検査員証)

第14条 法第17条第2項に規定する身分証明書は、給水装置検査員証とする。

(給水装置工事に係る工事費の予納)

第15条 条例第15条に規定する工事費の予納は、納入通知書により納入する。

(修繕工事)

第16条 給水装置における当該各号の修繕工事等については、管理者が行う。

- (1) 公道部分に属する給水装置の修繕
- (2) 宅地内の修繕で、管理者が別に定める範囲
- (3) 管理者が特に必要と認めた修繕及び改造

第3章 給水

(市のメーターによらない場合の計量)

第17条 条例第20条第1項ただし書の規定により、管理者が認める市のメーターによらない場合の計量は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 給水タンク等、容量の定まっているものへの給水は、メーターによらず、その容積をもって計量することができる。
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が特に認める場合は、その方法による。

(メーターの亡失又はき損)

第18条 水道の利用者若しくは管理人又は給水装置の所有者若しくは代理人（以下「水道利用者等」という。）は、メーターを亡失し、又はき損したときは、水道メーター亡失（き損）届（様式第13号）により直ちに管理者に届け出なければならない。

2 メーターの亡失又はき損により損害を弁償させるときの弁償額の算出は、次の方法による。

取得価格－取得価格×（使用年数÷耐用年数）

3 前項に掲げる弁償額のほか、亡失又はき損により特別の費用を要するときは、その実費額を水道利用者等から徴収する。

4 メーターの亡失又はき損が、天災その他水道利用者等の責任でないと認めるときは、前2項の弁償額等を徴収しない。

(給水契約の申込み)

第19条 給水装置を新設若しくは改造又は用途及び口径の変更をし、使用を開始するときは、給水装置使用開始届（新設・改造）（様式第14号）により所有者及び使用者が連署して申し込まなければならない。

2 前項の規定以外の理由又は条例第22条の規定による届出は、当該各号のとおりとし、遅滞なく管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置の使用を中止し、又は廃止するときは、給水装置使用中止・廃止届（様式第15号）により、給水装置の所有者及び使用者が連署して届け出なければならない。

(2) 水道利用者の氏名又は住所等に変更があるときは、水道使用異動届（様式第16号）により、給水装置の所有者及び使用者が連署して届け出なければならない。

(3) 給水装置の所有者に変更があったときは、給水装置所有者変更届（様式第17号）により、新旧所有者が連署し、旧所有者の印鑑証明書を添付して届け出なければならない。ただし、新所有者が相続又は土地等所有権の取得を証する書類を提示したときは、旧所有者の連署は必要としない。

(4) 消防の用に給水装置を使用したときは、給水装置消防使用届（様式第18号）による。

(給水装置及び水質の検査)

第20条 条例第24条第1項の規定による検査請求をしようとする者は、給水装置及び水質検

査請求書（様式第19号）又は口頭により、管理者に請求しなければならない。

2 条例第24条第2項に規定する特別の費用を要する場合とは、当該各号による。

(1) 給水装置については、機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質については、色及び濁度並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する以外の検査を行うとき。

3 管理者が、検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことができる。

4 当該検査の結果は、給水装置及び水質検査結果通知書（様式第20号）により、請求者に通知しなければならない。

第4章 料金、加入金及び手数料

（使用水量の通知）

第21条 条例第27条の規定により算定した使用水量は、使用水量のお知らせ（様式第21号）により通知する。ただし、管理者が認める場合は、この限りでない。

（使用水量の認定）

第22条 条例第28条第1項の規定による認定は、甲斐市水道使用水量の認定及び料金の減免に関する規程（平成16年甲斐市告示第19号）に定めるものとする。

（料金、加入金及び手数料の納入期限）

第23条 料金、加入金、手数料等の納入期限は、当該各号に定めるところによる。

(1) 料金については、納入通知書を発行したその月の翌月の10日（10日が休日等の場合は、翌業務日まで）とする。

(2) 加入金、手数料及びその他の納入金については、納入通知書を発行した日から14日以内（14日目が休日等の場合は、翌業務日まで）とする

（料金、加入金、手数料等の減免）

第24条 条例第35条の規定により減免できる場合は、次の各号のいずれかに該当するもののうち管理者が認めたものに対して行う。

(1) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金

(2) 不可抗力による漏水に起因する料金

(3) その他管理者が公益上その他特別の理由があると認めたもの

(料金等の過誤納)

第25条 料金、加入金、手数料等の納付後その納付金に増減を生じたときは、その差額を追徴し、又は還付する。

(督促状)

第26条 料金、加入金、手数料及び修理費等を納期限までに納めない者に対しては、納期限後20日以内に督促状を発行する。

第5章 管理

(給水装置の基準違反に対する措置)

第27条 条例第37条の規定による措置の指示は、給水装置の管理義務違反に関する指示書(様式第22号)により行うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(給水の停止)

第28条 条例第38条の規定により給水の停止をするときは、あらかじめ水道使用者等に通知しなければならない。ただし、管理者が特に認めたときは、この限りでない。

(給水停止の方法)

第29条 給水の停止は、止水栓の閉鎖又はメーターの撤去等により行う。

(身分証明書の携帯)

第30条 条例第24条、第27条、第32条及び第36条の規定によるメーターの検針、集金並びに給水装置等の検査を行う企業職員並びに受託者は、身分証明書を携帯するものとする。

第6章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第31条 条例第43条第2項の規定による、簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、におい、味その他の状態により供給する水に異状を認めたときは、水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)の表の上欄に掲

げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の規定による管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は衛生行政の長が認める者による給水栓における水の色、濁り、におい及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の竜王町給水条例施行規程（平成10年竜王町水道事業管理規程第1号）又は双葉町水道給水条例施行規程（平成10年双葉町規程第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成17年3月31日水道事業管理規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月22日水道事業管理規程第1号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月29日水道事業管理規程第1号）

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日水道事業管理規程第1号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月20日水道事業管理規程第6号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月31日水道事業管理規程第14号）

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

甲斐市長 様

給水装置所有者 住 所
氏 名
電話番号

㊟

給水装置代理人選定(変更)届

次のとおり代理人の選定(変更)をしたので、甲斐市水道給水条例施行規程第4条の規定により届け出ます。

1 給水装置設置場所

2 選定及び変更内容

(1) 選定

住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

㊟

(2) 変更

変更内容 (代理人 住所 電話番号)

住 所
フリガナ
氏 名

㊟

電話番号

注意事項

- 印鑑は実印を使用し、それぞれの印鑑証明書を添付すること。
- 代理人は、甲斐市内に居住する者に限る。
- 次に該当する者は管理人になることができない。
 - ・未成年者
 - ・その他管理者が不相当と認める者

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

甲斐市長 様

給水装置所有者 住 所
(代理人) 氏 名 ㊟
電話番号

給水装置管理人選定(変更)届

次のとおり管理人の選定(変更)をしたので、甲斐市水道給水施行規程第5条の規定により届け出ます。

1 給水装置設置場所

2 選定及び変更内容

(1) 選定

住 所
フリガナ
氏 名 ㊟
電話番号

管理人選定事由 ①給水装置を共有する ②給水装置を共用する ③その他()

(2) 変更

変更内容
住 所
フリガナ
氏 名 ㊟
電話番号

注意事項

- 印鑑は実印を使用し、それぞれの印鑑証明書を添付してください。
- 次に該当する者は代理人または管理人になることができません。
 - ・未成年者
 - ・その他管理者が不相当と認める者

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

給水装置所有者
様

甲斐市長



管 理 人 変 更 指 示 書

年 月 日付けで申請がありました管理人選定(変更)届につきまして、次の理由から管理人として認定できませんので、甲斐市水道給水条例施行規程第6条の規定により通知します。

つきましては、期日までに別に選定してください。

変更理由

- 1 未成年
- 2 その他

期日 本通知の受け渡し後10日以内とする。

様式第4号(第7条関係)

水 栓 番 号	
検針順路番号	
メーター口径	φ mm

給 水 装 置 工 事 申 込 書
(給水装置工事台帳)

受付年月日番号

甲斐市長 様

(申込者) 住 所 〒 _____
 ふりがな _____
 氏 名 _____ ㊞
 T E L _____

次のとおり給水装置工事を施行したいので、甲斐市給水条例第8条の規定により申し込みをします。
 なお、甲斐市給水条例その他関係法規に違反したときは、その処分に従うことを誓約します。

工 事 種 別	新設・建替・改造・修繕・撤去・開発・分水	給 水 数	戸・区画
給 水 装 置 設 置 場 所	甲斐市	用 途	一般・臨時
所 有 者 名	TEL	受 水 槽	容量 m ³
使 用 者 名	TEL	工 事 用 水	有 ・ 無
指定給水装置工事事業者名	TEL	舗 装 本 復 旧	有 ・ 無

委 任 状

所在・名称
 指定給水装置
 工事事業者名
 代 表 者 名



上記給水装置工事の施工に関する一切の手続、権利義務、納入金その他の行使を上記の者に委任します。

住 所 _____
 氏 名 _____ ㊞
 年 月 日

※添付書類

公 函	水道使用開始届	水道加入金・手数料		料金電算入力	給水台帳入力
念 書	建築確認通知書 (建築工事届)	水道加入金	円		
給水装置所有権移動届		設計審査手数料	円		
印鑑証明書	完成検査手数料	円			
登記事項証明書	認 可 済 証	円			
給水特別措置協定書(貸家等)	合 計	円			

工事完成後の止水状況(貸家等)	名称	共用 開・閉	各戸 開・閉
-----------------	----	--------	--------

様式第5号(第7条関係)

同 意 書

上記給水装置工事の施工を同意します。

なお、本承諾に関し紛争が生じたときは当事者間で一切解決します。

給水管所有者	住 所 氏 名	印
--------	------------	---

土地所有者	住 所 氏 名	印
-------	------------	---

家屋所有者	住 所 氏 名	印
-------	------------	---

その他権利者	住 所 氏 名	印
	住 所 氏 名	印

様式第6号(第7条関係)

年 月 日

甲斐市長 様

給水装置工事申込者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

指定給水装置工事事業者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

給 水 装 置 工 事 取 消 届

年 月 日付けで申込みをした給水装置工事については、次の事由につき
取り消しをしたいので、甲斐市水道給水条例施行規程第7条の規定により届け出ます。

1 給水装置工事場所

2 給水装置工事申請状況

(1) 申請受付番号 第 号

(2) 工事種別 新設・建替・改造・修繕・撤去・開発・分水

(3) 路面復旧 要・不要

(4) 還付事項 加入金・手数料・工事費

3 取消事由

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

甲斐市長 様

給水装置所有者 住 所
氏 名
電話番号

㊞

給 水 装 置 権 利 委 譲 書

甲斐市水道給水条例施行規程第8条の規定により、次の給水装置につきましては、甲斐市配水管として一切の権利を委譲します。

1 設置場所

給水管	管種	口径	mm	延長	m
排泥弁	管種	口径	mm	延長	m
消火栓	箇所・無仕切弁			箇所	

2 添付書 印鑑証明書 平面図 立面図

案内図

様式第8号(第9条関係)

年 月 日

甲斐市長 様

申請者 住 所
氏 名 ④
電話番号

開 発 給 水 協 議 書

開発事業地に給水を受けたいので、甲斐市水道給水条例施行規程第9条の規定により関係書類を添えて協議します。

- 1 給水場所 甲斐市 番地
(対象地番全部を記入)
- 2 開発事業の名称
- 3 開発目的
 - (1) 宅地造成による土地分譲
 - (2) 宅地造成による土地分譲及び分譲住宅建築
 - (3) その他()
- 4 開発事業の概要

開発区域		m ²
計画地盤高	最高	m
	最低	m
区画数		区画
- 5 開発事業の予定時期

着工	年	月
完成	年	月
- 6 給水希望年月 年 月
- 7 水道工事施工予定業者名
- 8 添付書類
 - (1) 位置図
 - (2) 計画平面図
 - (3) 配水管布設計画平面図
 - (4) その他必要書類

様式第9号(第12条、第13条関係)

給水装置工事(設計・完成)平面図及び立面図

給水装置使用者名		指定給水装置工事事業者名
給水装置設置場所	甲斐市	
[Grid area for drawing]		

様式第10号(第12条、第13条関係)

給水装置工事(設計・完成)報告書(兼使用材料報告書)

完成検査時には必ず主任技術者証の提示をすること

年 月 日作成

指定給水装置工事事業者名	印	給水装置工 事主任技術 者免状番号	着工予定	年 月 日			
給水装置工事主任技術者名	印	第 号	完成予定	年 月 日			
設 計			完 成	製造業者名	認証機関名		
品 名	形 状	寸 法	数 量			数 量	
道 路 工 事 分							
宅 地 内 工 事 分							

様式第11号(第12条関係)

給 水 装 置 工 事 認 可 済 証		
工 事 申 込 者 氏 名		
申 請 場 所		
認 可 年 月 日 受 付 番 号		
甲斐市指定給水装置工事業者		
給水装置工事主任技術者氏名 主任技術者免状番号		
甲 斐 市 上 下 水 道 部	上 水 道 課 給 水 係 電話番号 276-0734	認可印

様式第12号(第13条関係)

年 月 日

甲斐市長 様

給水装置工事申込者 住 所

フリガナ

氏 名

㊞

甲斐市指定給水装置工事事業者 住 所

氏 名

㊞

電話番号

給水装置工事完成・検査願届

給水装置工事が完成しましたので、甲斐市水道給水条例施行規程第13条の規定により、完成検査を申し込みます。

給 水 装 置 工 事 概 要			
給水装置工事 施工場所			
給水装置工事 種類	新 設 ・ 建 替 ・ 改 造 ・ 修 繕 ・ 撤 去 ・ 開 発 ・ 分 水		
受 付 番 号	—	工 事 認 可 日	年 月 日
検 査 合 格 日	年 月 日	検 査 回 数	回
再 検 査	有 ・ 無		
再検査手数料	円 ×	回 = 合計	円

様式第13号(第18条関係)

第 号
年 月 日

甲斐市長 様

水道メーター亡失(き損)届

次の事由により、市からお借りしておりました水道メーターを亡失・き損しましたので
甲斐市水道給水条例施行規程第18条の規定により届け出ます。

なお、代価につきましては、期日までに必ず弁償いたします。

設置場所					
給水装置所有者 又は代理人	住所 氏名		㊞ 電話番号		
給水装置使用者 又は管理人	住所 氏名		㊞ 電話番号		
メーター	口径	個数	番号	検満年月	メーカー
	φ			年 月	
亡失・き損事由			調査概要		
亡失・き損年月日	年 月 日		弁 償	要 ・ 不要	
弁償額算出基準	取得年月(①)		取得価格(②)	経過年数(③)	
	年 月		円	年	
	② - ② × (③ ÷ 耐用年数) = 弁償額				
決裁欄	管理者	部長	課長	担 当	起票者

様式第14号(第19条関係)

給水装置使用開始届(新設・改造)					受付	第	号
					受付	年	月
甲斐市水道給水条例施行規程第19条第1項の規定により届け出ます。							
給水装置工事種類		新設・改造		変更内容		用途・変更	
給水装置設置場所						
所 有 者	現住所						
	フリガナ						
	氏名		㊟				
	電話番号				自宅 勤務先 その他		
使 用 者	現住所						
	フリガナ						
	氏名		㊟				
	電話番号				自宅 勤務先 その他		
納付書送付先	宛先						
	フリガナ						
	宛名		㊟				
	電話番号				自宅 勤務先 その他		
工事分請求先	名称			検査後		開栓・中止	
	住所						
	メーター番号	口径	用途	検満年月	取付日	取付指針	取外指針
新設				—			
改造				—			
施工業者名					水栓番号		
					検針順路		

様式第15号(第19条関係)

給水装置中止・廃止届		受付 第 号					
		受付 年 月 日					
甲斐市水道給水条例施行規程第19条第2項の規定により届け出ます。							
申 込 内 容		中 止 ・ 廃 止					
給水装置設置場所		番地 アパート名..... 号室					
所 有 者	現住所						
	フリガナ						
	氏 名	㊟					
	電話番号	自宅 勤務先 その他					
使 用 者	現住所						
	フリガナ						
	氏 名	㊟					
	電話番号	自宅 勤務先 その他					
精算後納付書 送付先	宛 先						
	フリガナ						
	宛 名	㊟					
	電話番号	自宅 勤務先 その他					
	メーター番号	口径	用 途	検満年月	検針日	前回指針	今回指針
精算				—			
案 内 図					水栓番号		
					検針順路		

様式第16号(第19条関係)

※太枠の中をすべて記入して下さい。(必ず押印をしてください。)

水道使用異動届					年 月 日
甲斐市長 様					
事由					
所有者 又は 代理人		住所 氏名 電話			㊟
給水装置設置場所			前使用者氏名		
団地名・アパート号(号・棟・室)			電話 (必ず記入のこと。)		
			自宅() 勤務先()		
新使用者 氏名		(フリガナ)	異動日		年 月 日
水栓番号		㊟	使用者番号		
メーター番号	口径	用途	検 満	取外指針	
			—		
開 栓 日		中止日・廃止日		メーター 取扱者	取付指針
年 月 日		年 月 日			
休止後の処理		処理年月日		備 考	

様式第17号(第19条関係)

年 月 日

甲斐市長 様

給水装置所有者変更届

次のとおり給水装置の所有者を変更しますので、甲斐市水道給水条例施行規程第19条の規定により届け出ます。

届出者 住 所 _____
フリガナ _____
氏 名 _____ ④ 電話番号 _____

給水装置設置場所 _____
新所有者 住 所 _____
フリガナ _____
氏 名 _____ ④ 電話番号 _____

旧所有者 住 所 _____
フリガナ _____
氏 名 _____ ④ 電話番号 _____

変更理由 ・相 続 ・売 買 ・譲 渡

添付書類(いずれか一つ)

- ・旧所有者印鑑証明
- ・登記事項証明書
- ・相続を明記するもの
- ・売買契約書

備 考 欄				
水栓番号			未納水道料金	有(下欄)・無
調定年月	使用水量(m ³)	使用料金(円)	納 期	精 算
				完 納
				未 納 納付・口座
納入者	氏名 _____ ④		住 所 _____ 電話番号 _____	

様式第18号(第19条関係)

年 月 日

甲斐市長 様

給水装置消防使用者 住 所
氏 名
電話番号

㊞

給水装置所有者 住 所
氏 名
電話番号

㊞

給 水 装 置 消 防 使 用 届

用途一消防

次のとおり、水道を消防用に使用しましたので、届け出ます。			
使用場所			
使用給水装置 設置場所			
使用時間	月 日 時 分から 時 分まで		

用途一演習(職員の立会いを要する。)

次のとおり、消火栓を消防演習に使用したいので、届け出ます。			
使用場所			
演習日	月 日() 時 分から	時 分まで	
	使用時間 分	立会職員確認	

様式第19号(第20条関係)

年 月 日

甲斐市長 様

請求者 住 所
氏 名
電話番号

㊟

給水装置及び水質検査請求書

甲斐市水道給水条例第24条及び甲斐市水道給水条例施行規程第20条の規定により、検査を請求します。

1 給水装置設置場所

2 検査内容

・給水装置 ・水 質 (該当するものを○で囲んでください。)

3 検査請求の理由

※検査に伴い、特別の費用を要する場合は、請求者負担となります。

様式第20号(第20条関係)

第 号
年 月 日

請求者
様

甲斐市長



給水装置及び水質検査結果通知書

年 月 日付けで請求のありました検査の結果については、甲斐市水道給水条例施行規程第20条の規定に基づき通知します。

検査結果

様式第21号(第21条関係)

使用水量のお知らせ

お名前 様

お問合せはお客様番号で 年 月 日 検針

お客様番号				
メーター番号	口径値	用途	支払方法	検針員
	mm			
使用場所				
使用期間				
今回指針	m ³	前回指針		m ³
取付指針	m ³	取外指針		m ³
水道使用量	m ³	下水排水量		m ³
水道料金	円	下水道使用料		円
合計金額	円			

口座振替済のお知らせ

使用期間	年 月 ~ 年 月分			
水道使用量	m ³	下水排水量		m ³
水道料金	円	下水道使用料		円
合計金額	円			

上記金額を指定口座より、 年 月 日に収納させて頂きました。

甲斐市上下水道部
電話 055-276-0733

様式第22号(第27条関係)

第 号
年 月 日

給水装置申請者
住所
氏名

甲斐市長



給水装置の管理義務違反に関する指示書

甲斐市水道給水条例第37条及び甲斐市水道給水条例施行規程第27条の規定に基づき、次のとおり指示します。

- 1 給水装置の設置場所
- 2 指示事項

※上記指示事項により改善されるまでの間、水道の申し込み又は使用はできません。

様式第1号 (第4条関係)
様式第2号 (第5条関係)
様式第3号 (第6条関係)
様式第4号 (第7条関係)
様式第5号 (第7条関係)
様式第6号 (第7条関係)
様式第7号 (第8条関係)
様式第8号 (第9条関係)
様式第9号 (第12条、第13条関係)
様式第10号 (第12条、第13条関係)
様式第11号 (第12条関係)
様式第12号 (第13条関係)
様式第13号 (第18条関係)
様式第14号 (第19条関係)
様式第15号 (第19条関係)
様式第16号 (第19条関係)
様式第17号 (第19条関係)
様式第18号 (第19条関係)
様式第19号 (第20条関係)
様式第20号 (第20条関係)
様式第21号 (第21条関係)
様式第22号 (第27条関係)